

前回部会等において課題とされた事項と対応

これらの課題や指摘に対して、関連する再意見があったものについては、枠囲みの中に印を付け、再意見に対する対応を整理した資料3の当該個所に示している。

(前回部会における指摘事項)

【全体的事項】

【課題】(: 資料3の3頁から5頁に再意見あり)

大分類の定義「**専業経営方針の決定・経営方針に基づく執行関係の樹立・作業の監督・統制など、専ら経営体の全般又は課(課相当を含む)以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう**」から「**専ら**」の文言を削除してしまうと、「**小売店主・店長**」、「**卸売店主・店長**」及び「**飲食店主・店長**」といった人たちが管理職に分類されるのではないか。

また、「**小売店主・店長**」、「**卸売店主・店長**」及び「**飲食店主・店長**」の定義を見直す必要があるのではないか。

対応

「**小売店主・店長**」、「**卸売店主・店長**」及び「**飲食店主・店長**」については、他の職業と同様に就業時間に応じて、管理職とするか、あるいは販売などの現業とするか、を判断するものとし、一般原則「第4項 職業の決定方法」に以下のとおり明記する。

【5. 管理的職業従事者の扱いの特例】

(3) これ以外で、経営・管理以外の仕事にも直接従事する事業主・店長・支配人・管理職員は、上記第4項1(2)の基準に基づいて分類される。

「**小売店主・店長**」、「**卸売店主・店長**」及び「**飲食店主・店長**」の定義については、以下のように修正する。

「**小売店主・店長**」

(前回案)「**小売店を経営管理し、自ら商品の仕入・販売などの仕事に従事するものをいう。**」

(修正案)「**商品の仕入・販売などの仕事が主である小売店主・店長をいう。**

小売店の経営・管理が主である場合は、小分類〔049〕に分類される。」

「卸売店主・店長」

(前回案)「卸売店を経営管理し、自ら商品の仕入・販売などの仕事に従事するものをいう。」

(修正案)「商品の仕入・販売などの仕事が主である卸売店主・店長をいう。

卸売店の経営・管理が主である場合は、小分類〔049〕に分類される。」

「飲食店主・店長」

(前回案)「飲食店を経営管理し、自ら食品材料の仕入・接客などの仕事に従事するものをいう。」

(修正案)「食品材料の仕入・接客などの仕事が主である飲食店主・店長をいう。

飲食店の経営・管理が主である場合は、小分類〔049〕に分類される。」

【大分類H - 生産工程従事者及びK - 労務従事者】

【課題】

塗装や包装作業に係る制御・監視作業者は、主に手作業で行う者と同じ分類項目に含まれることが分かるように、内容例示に記載してはいかかが。

対応

塗装作業に係る従事者を分類する、小分類「591 生産関連作業従事者」の内容例示に、例えば「塗装設備制御・監視員(自動車など)」と記載し、明示的にする。

また、包装作業に係る従事者を分類する、小分類「721 包装作業者」の内容例示に、例えば「包装機械操作員」と記載し、明示的にする。

なお、大分類K「労務従事者」の定義は、「主に身体を使った定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装に従事するものをいう。」となっており、「包装機械操作員」は下線部分の説明には必ずしも合致しないのではないかという懸念もある。しかし、「包装機械操作員」は包装をするために機械の操作をしているものであり、仕事の内容から見れば、小分類「721 包装作業者」に分類されることが適切であると考えられることから、当該小分類に分類する。

(前回部会以降の指摘事項)

【全般的事項】

【指摘】

中分類項目及び小分類項目の名称についても「 従事者」に統一してはどうか。

対応

中分類項目及び小分類項目の名称についても、基本的に「 従事者」とする。

(例) 中分類 46 「農業作業者」 「農業従事者」
小分類 461 「農耕作業者」 「農耕従事者」 など

ただし、「作業者」という名称を、単純に「従事者」に置き換えるだけでは意味が通じにくい名称については、「 作業従事者」のようにする。

(例) 小分類 653 「鉄筋作業者」 「鉄筋作業従事者」
小分類 704 「倉庫作業者」 「倉庫作業従事者」 など

【大分類C - 事務従事者】

【課題】(: 資料3の5頁に再意見あり)

小規模事業所などで、同一人が特定の事務だけでなく複数の分類項目にまたがる事務全般を遂行する仕事を分類するため、新たに設定した小分類「総合事務員」に関して、

中分類 25 の下の小分類(総合事務員を除く)のうち二つ以上を(少しでも)やっていたら総合事務員とするのか。あるいは、かなり満遍なく事務の仕事を行っている、いわば何でも屋のみを総合事務員とするのか?

中分類 26 の下の会計事務も含めて事務を行っている人はどこに格付けするか?

逆に中分類 25 の下の事務はやっていなくても会計事務全般を行っている人はどこに格付けするか?

こうしたことが分かるように定義を記述すべきではないか。

回答と対応

小分類「総合事務員」が行う事務の仕事は、事務全般にわたり、特に行うべき仕事の内容が限定されていないものと整理している。複数の事務を行う

ものであっても、特定分野の事務を遂行するのが任務であれば、一般原則に従い、就業時間の長い方の仕事に格付けられることになる。

会計事務も含めた事務全般を行い、特に行うべき仕事の内容が限定されていないのであれば、「総合事務員」に格付けされる。

その人が行うべき仕事として、中分類 26 の会計事務を遂行するのが任務であれば、一般原則に従い、小分類 261～269 のいずれかに分類される。

ご指摘を踏まえ、小分類「総合事務員」の説明文を以下のように修正する。

(前回案)「各種の事務(中分類 26～31 に係るものを含む。)の仕事に従事するものをいう。」

(修正案)「大分類〔C事務従事者〕に該当する仕事全般について、特に行うべき仕事の内容が限定されず各種の事務の仕事に従事するものをいう。なお、複数の仕事に従事していても、行うべき仕事の内容が限定されている場合は、行う仕事の内容により「総合事務員」以外の小分類に分類される。」

【分類項目名称の表記の統一について】

【指摘 1：小分類 029 及び 039 の分類項目名称について】

(：資料 3 の 7 頁から 8 頁に再意見あり)

小分類のその他項目の名称の付け方は、中分類項目の名称に「その他の～」という文言を付けるのが原則である。

しかし、中分類 02 については名称が「会社・団体等役員」であるのに対し、小分類 029 の名称は「その他の法人・団体役員」となっており、また、中分類 03 については名称が「会社・団体等管理職員」であるのに対し、小分類 039 の名称は「その他の法人・団体管理職員」となっており、原則に則っていない。

対応 1

中分類 02 「会社・団体等役員」内の小分類の体系は、諮問案では以下のとおりとなっている。

(諮問案)

- 02 会社・団体等役員
 - 021 会社役員
 - 022 独立行政法人等役員
 - 029 その他の法人・団体役員

- ・小分類 049 「他に分類されない管理的職業従事者」 「その他の管理的職業従事者」
- ・小分類 119 「他に分類されない技術者」 「その他の技術者」

【指摘 3：小分類 071～077 の分類項目名称について】

括弧書きが連続する小分類 072 「電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発）」や小分類 075 「輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発）」のような表記を避けるために、「（開発）」を項目名の中に埋め込んで「～開発技術者」に統一したらどうか。

（例）食品技術者（開発） 食品開発技術者
 輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発） 輸送用機器開発技術者（自動車を除く）

対応 3

ご指摘のとおりになれば、中分類 07 の中での表記は簡素化されるとは考える。

しかし、一方で、中分類 07 「製造技術者（開発）」と中分類 08 「製造技術者（開発を除く）」とは、小分類も含めて対の関係になっており、その点での統一性やわかりやすさを考慮すると、原案のままの表記が適切であると考ええる。

【指摘 4：中分類 22 の分類項目名称について】

中分類 22 の分類項目名称として列挙されている職業の順序（「美術家、写真家、映像撮影者、デザイナー」）と、小分類項目の配列が一致していない。中分類 22 で列挙されている職業の順序を前提にすると小分類 224 「デザイナー」と小分類 225 「写真家、映像撮影者」の配列は逆にならなければならない。

対応 4

中分類 22 の名称を、「美術家、写真家、映像撮影者、デザイナー」から「美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者」に修正する。

【指摘 5：小分類 243 及び 361 の分類項目名称について】

小分類 243「カウンセラー（医療・福祉施設を除く）」及び小分類 361「介護職員（医療施設、福祉施設等）」の括弧の中はいずれも医療施設と福祉施設であるが、その表記の仕方が統一されていない。

対応 5

小分類 243「カウンセラー（医療・福祉施設を除く）」に倣い、小分類 361 の名称を「介護職員（医療施設、福祉施設等）」から「介護職員（医療・福祉施設等）」に修正する。

【指摘 6：小分類 312 及び 313 の並び順について】

小分類 312「データ・エントリ装置操作員」と小分類 313「電子計算機（パーソナルコンピュータを除く）オペレーター」の並び順を入れ替えてはどうか（小分類 311「パーソナルコンピュータ操作員」は、小分類 313 の一部を抜き出したものなので、両者を隣り合わせに配置したほうがわかりやすい）。

対応 6

小分類 311「パーソナルコンピュータ操作員」は、小分類 313 の一部を抜き出したものではなく、小分類 319「その他の事務用機器操作員」の一部を抜き出したものである。

また、小分類 313「電子計算機（パーソナルコンピュータを除く）オペレーター」は、メインフレームコンピュータを想定していることから、パーソナルコンピュータとは別のものと整理しており、類縁性はデータ・エントリ装置の方が近いと考えられることから、並び順は諮問案のとおりとする。

【指摘7：小分類 332 の分類項目名称について】

小分類 331 「不動産仲介・売買人」や、小分類 333 「有価証券売買・仲立人、金融仲立人」の表記にあわせると、小分類 332 (「保険代理人・仲立人(ブローカー)」)については、「保険代理・仲立人(ブローカー)」、あるいは「保険代理人、仲立人(ブローカー)」になるのではないか。

対応7

小分類 331 「不動産仲介・売買人」に倣い、小分類 332 の名称を「保険代理人・仲立人(ブローカー)」から「保険代理・仲立人(ブローカー)」に修正する。

【指摘8：小分類 482 の分類項目名称について】

項目名の「・」は、複数の職業をひとつの小分類項目として表記するとき、名称の一部を共有している場合に項目名を省略するために用いられている。しかし、名称の一部を共有していないときには、「、」が使用されている。この考え方を小分類 482 の名称に適用すると「船長・航海士・機関長・機関士(漁労船)」は、「船長、航海士、機関長、機関士(漁労船)」になるのではないか。

対応8

小分類 482 については、“漁労船”の船長、航海士、機関長、機関士が分類される項目であり、名称としては、最後尾に記載された「(漁労船)」にかかるものであることから、複数の職業を「・」でつないでいる。

【指摘9：小分類 506、536 及び 576 の分類項目名称について】

小分類 506、536 及び 576 の分類項目名称については、「木製製品・紙製品」となっているが、重複を避けるのであれば、「木・紙製品」でよいのではないか。

対応9

ご指摘のとおり修正する。修正後の分類項目名称はそれぞれ以下のとおりとなる。

- ・小分類 506 「木・紙製品生産設備制御・監視員」

- ・小分類 536 「木・紙製品製造従事者」
- ・小分類 576 「木・紙製品検査工」

【指摘 10：小分類 507 の分類項目名称について】

小分類 507 「印刷・製本生産設備制御・監視員」について、中分類 50 の他の小分類項目は、「製品を生産する設備」の制御・監視員だが、小分類 507 は、印刷や製本を「生産」するわけではないため、「生産」の文言を削除すべきではないか。

対応 10

「生産」の文言を削除し、小分類 507 「印刷・製本生産設備制御・監視員」を「印刷・製本設備制御・監視員」に修正する。

【指摘 11：小分類 514 の分類項目名称について】

小分類 514 「輸送機械組立設備制御・監視員」の末尾に括弧書きの（自動車を除く）が欠けている。この項目に対応する小分類 544 では「輸送機械組立従事者（自動車を除く）」のように括弧書きが付いている。

対応 11

括弧書きを付して、小分類 514 「輸送機械組立設備制御・監視員（自動車を除く）」とする。

【指摘 12：小分類 523 の分類項目名称について】

（：資料 3 の 12 頁に訂正あり）

小分類 523 の分類項目名称は、金属工作機械を操作して金属材料を加工する仕事なので「金属工作機械作業員」とすべきである。

対応 12

本資料の 1 ページに記載した内容のとおり、中分類項目及び小分類項目の名称についても、「従事者」とすると整理したところであり、小分類 523 の分類項目名称についても同様に整理するが、金属工作の仕事に従事するものであることから、以下のとおりとする。

- ・小分類 523 「金属工作従事者」

【指摘 13：小分類 551、552 及び 555 の分類項目名称について】

（：資料 3 の 8 頁から 9 頁に再意見あり）

小分類 551「はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理・保全従事者」、小分類 552「電気機械器具整備・修理・保全従事者」、小分類 555「計量計測機器・光学機械器具整備・修理・保全従事者」のいずれの項目も「整備・修理・保全従事者」になっている。

このうち保全の作業（即ち、生産設備や機械の保全作業）は、現行分類では小分類 572（「一般機械器具修理作業者」）に該当し、これは改定案の小分類 551 に対応している。これ以外の電気機械器具（小分類 552）、計量計測機器・光学機械器具（小分類 555）にも保全作業があるとの判断は、どのような理由にもとづくのか。

対応 13

電気機械器具の保全は、別に設定されている中分類 67「電気工事従事者」に分類されることから、小分類 552 の分類項目名称は「電気機械器具整備・修理従事者」と「保全」の文言を削除して修正する。

なお、このように、一部の小分類に保全を含まないものもあることから、中分類 55 の分類項目名称についても「機械整備・修理・保全従事者」を「機械整備・修理従事者」に修正する。中分類 55 の説明文については、以下のように、工場などの生産現場において生産設備の保全の仕事に従事するものも含まれることを明記する。

（中分類 55 の説明文）

「機械の整備や修理を行う仕事に従事するものをいう。工場などの生産現場において生産設備の保全の仕事に従事するものも含まれる。」

一方、小分類 555「計量計測機器・光学機械器具整備・修理・保全従事者」については、例えば、研究や実験で使用されるような望遠鏡や顕微鏡などの光学機械器具の保全を行う従事者はいることから、原案のとおりとする。

【指摘 14：中分類 49～58 の分類項目名称について】

いずれの項目も「作業従事者」になっているが、「作業」はなくてもいいのではないか。「組立」や「検査」は、作業そのものを表す名称になっているので、「作業」を付けると冗漫な感じが否めない。

対応 14

中分類の名称については、以下のとおりに修正する。

(今回修正案)	(前回部会提出案)
49 生産設備制御・監視従事者(金属製品)	49 生産設備制御・監視 <u>作業</u> 従事者(金属製品)
50 生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	50 生産設備制御・監視 <u>作業</u> 従事者(金属製品を除く)
51 機械組立設備制御・監視従事者	51 機械組立設備制御・監視 <u>作業</u> 従事者
52 製品製造・加工処理従事者(金属製品)	52 製品製造・加工処理 <u>作業</u> 従事者(金属製品)
53 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	53 製品製造・加工処理 <u>作業</u> 従事者(金属製品を除く)
54 機械組立従事者	54 機械組立 <u>作業</u> 従事者
55 機械整備・修理従事者	55 機械整備・修理・ <u>保全</u> 作業従事者
56 製品検査従事者(金属製品)	56 製品検査 <u>作業</u> 従事者(金属製品)
57 製品検査従事者(金属製品を除く)	57 製品検査 <u>作業</u> 従事者(金属製品を除く)
58 機械検査従事者	58 機械検査 <u>作業</u> 従事者

【指摘 15：中分類 61 の分類項目名称について】

大分類H「生産工程従事者」では、中分類項目名を統一しているが、大分類I「輸送・機械運転従事者」の仕事(中分類60、61、62、64)は、運転する対象の機械は違っていても運転の仕事に違いがないにもかかわらず中分類61の項目名のみ他の項目と違っている。統一すべきではないか。

対応 15

他の中分類が「運転従事者」と表記されているのにあわせて、中分類61「自動車運転者」を「自動車運転従事者」に修正する。

【指摘 16：小分類 714 の分類項目名称について】

前回部会の資料 4（日本標準職業分類案）では「ごみ処理・し尿処理従事者」になっているが、資料 1 - 2（統計基準部会での指摘事項と対応一覧(前回部会 回答分まで)）の 18 ページでは「ごみ処理・し尿処理作業員」になっている。どちらに整理するか。

対応 16

本資料の 1 ページに記載した内容のとおり、中分類項目及び小分類項目の名称についても、「従事者」とすると整理したところであり、小分類 714 の分類項目名称についても同様に整理する。加えて、文言の重複を避けるため、以下のとおり修正する。

- ・小分類 714 「ごみ処理・し尿処理従事者」 「ごみ・し尿処理従事者」

【指摘 17：小分類 719 の分類項目名称について】

小分類のその他項目の名称の付け方は、中分類項目の名称に「その他の～」という文言を付けるのが原則である。しかし、中分類 71 は「清掃作業員」であるのに対し、小分類 719 は「その他の清掃員」となっており、原則に則っていない。

対応 17

原則のとおり修正する。なお、中分類項目名称を「清掃従事者」とすることから、小分類 719 の分類項目名称については、「その他の清掃従事者」とする。

【指摘 18：中分類 72 の分類項目名称について】

大分類 K の分類項目名は「労務従事者」なので、中分類 72 は「その他の労務従事者」になるのではないか。

対応 18

ご指摘のとおり、修正する。